

令和5年度

第13回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和6年3月21日(木)

令和5年度第13回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年3月21日(木) 10:00~11:15

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会長</u> 松木会長	<u>1番</u> 高橋委員	<u>2番</u> 上原委員
	<u>3番</u> 猪俣委員	<u>5番</u> 荒川委員	<u>6番</u> 荻野(の)委員
	<u>7番</u> 加藤委員	<u>8番</u> 高橋委員	<u>9番</u> 小宮委員
	<u>10番</u> 松井委員	<u>11番</u> 荻野(た)委員	<u>12番</u> 中戸川委員
	<u>13番</u> 横山委員	<u>14番</u> 笹尾委員	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 西山局長 細谷局長代理 杉山主事

報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (4) 非農地証明について
- (5) 生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第77号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第78号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第79号 | 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について |
| 議案第80号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 議案第81号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について |

<報告事項>

(1) 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、5件の届出について、土地の所在地の一部と相続開始年月日を報告。

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と申請事由を報告。

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、9件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

(4) 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、1件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

(5) 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、5件の生産緑地地区の取得あっせんがあったので、希望者を募る。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請4件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局

1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

社会福祉法人進和学園しんわルネッサンスから北東へ約400m行ったところに位置
農振白地

【経営地】

経営面積 4,988.00㎡

田・・・約3反

畑・・・約2反

取得後経営面積 5,178.00㎡

【農業従事者内】

本人 (60代) 農業専従

配偶者 (50代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1、耕運機2、田植機1、コンバイン1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

親族間の手続きとのこと。申請地は小規模ではあるが、綺麗に作付けされている。譲受人は水田や果樹を中心に栽培を行っており、親族や施設等は無償で提供していることから農業所得はあまりない。特に問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(2番案件)

事務局 2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立金目小学校五領ヶ台分校から南西へ約240m行ったところに位置

農振白地

【経営地】

経営面積 196.00㎡

畑・・・約2畝

取得後経営面積 392.00㎡

【農業従事者内】

本人 (80代) 農業専従

【主要農機具】

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 親族間の手続きとのこと。申請地は自給用の畑として使用されている。譲受人は申請地の横に農地を所有しており、きちんと管理されていることから特に問題はない。

議長 地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議長 質問がないようなので、これより採決に入る。

2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委員 異議なし。

結果 異議なしで議決される。⇒許可

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚伊勢原線信号「岡崎」から北東へ約300mから420m行ったところに位置
全て農振農用地

【経営地】

経営面積 2,051.00㎡

畑・・・約2反1畝

取得後経営面積 3,442.00㎡

【農業従事者内】

本人 (40代) 農業専従

配偶者 (30代) 兼業

子 (20代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は耕運され、適正に管理がされていた。譲受人は兼業農家であり、にんにくなど栽培もしている。特に問題はない。

議長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議長

質問がないようなので、これより採決に入る。

3番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委員

異議なし。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(4番案件)

事務局

4番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

伊勢原藤沢線「大島」信号から北東へ約610m行ったところに位置
全て農振農用地

【経営地】

経営面積 19,334.10㎡

田・・・約9反2畝

畑・・・約1町1畝

取得後経営面積 20,668.10㎡

【農業従事者内】

本人 (50代) 農業専従

配偶者 (40代) 農業専従

親 (70代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は一枚の田んぼとなっており、適正に管理されている。譲受人は水田を中心に、温室ではミニトマトや種無しピーマンを栽培している。特に問題はない。

議長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議長

質問がないようなので、これより採決に入る。

4番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委員

異議なし。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局

1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

土屋小学校から南西へ約490m行ったところに位置

【立地基準】

農地区分・・・第2種農地

【理由及び近隣状況】

10ha未満の一団の農地。

東側は学校敷地、西側は道路、南側は宅地及び雑種地、北側は宅地。

【利用計画】

出口は西側道路からの既存入口を利用。

隣接地の宅地及び駐車場地とともに中古車販売業を行うため、申請地は修理部材を置く場所として資材置場となる計画。

【申請理由】

譲受人は愛川町と厚木市で自動車の中古販売業及び修理業を行っている。代表取締役が市内在住のため、市内での事業拡大を考えていた。申請地は県道沿いにあり、店舗として使える宅地や広い駐車場もある状況。修理部材を置く場所にしたいと、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地はもともと家庭菜園として使用されていた。中古車販売を行いたいとのことで、立地基準も第2種農地である。隣地は住宅及び緑地に囲まれていることから、特に問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

他に質問がないようなので、これより採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、許可相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

農地造成（一時転用）

【権利】

使用貸借権設定

【申請地】

平塚市西郵便局から東へ約200m行ったところに位置

【立地基準】

農地区分・・・農振農用地

【理由及び近隣状況】

農地造成のための一時転用。

東側は道路、西側は水路、南側は農地、北側は農地。

【利用計画】

菊栽培のため田から畑への農地造成。

土量は全体で717㎡。

水利土木組合長及び隣接農地所有者の同意済み。

【申請理由】

申請地は近隣の農地と比較すると土地の高さが異なる。今後、菊の栽培をしたいと考えているが、周辺の所有農地と合わせた高さにして一体として耕作したいと考えている。申請地内で土地をならしてから農地造成をし、畑として使用できるようにしたく、一時転用するもの。造成後の菊の栽培については使用貸借契約の元、全て譲渡人が法人として行う計画。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地の片側は1m盛っており、そこから移してならず計画とのこと。5か月間の一時転用であり、特に問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議長

他に質問がないようなので、これより採決に入る。

2番案件は、県知事権限のため、許可相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委員

異議なし。

結果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第79号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、3件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から3番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から3番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員A 1番案件について、シクラメンをメインに鉢物が作付けされていた。家族経営でやっているようで、春物の鉢物が温室で栽培されており、特に問題はないことを報告。

地元委員B 2番案件について、一部は里芋の種芋が作付けされており、残りの部分はトラクターで整備されて特に問題はなかった。
3番案件について、田んぼについては稲作は終了しており、トラクターできれいになっていた。畑については玉ねぎが植えられており、きれいに管理されていたことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。証明書を発行することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 1番案件から3番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第80号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、2件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から2番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から2番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員A 1番案件について、兼業農家であり、農機具の故障により一部しか耕運ができていなかったが、全て田んぼとして耕作されていることを報告。

地元委員B 2番案件について、田んぼとして管理されており、今後も田んぼとして管理すること。特に問題がなかったことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。証明書を発行することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 1番案件から2番案件について異議なしで議決される。⇒ 確認書発行

議案第81号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- 議長** 農用地利用集積計画、12件について、事務局に説明を求める。
- 事務局** 新規案件について議案書のとおり、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている旨も報告。
- 議長** 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。
- 議長** 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は承認ということで委員に諮り、異議がないか問う。
- 委員** 異議なし。
- 結果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(11時15分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。